# 株式会社堂島取引所における米穀に係る一部先物取引の終了等に伴う「商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則」等の一部改正について

Ⅰ．改正趣旨

株式会社堂島商品取引所（以下「ＯＤＥＸ」という。）において東京コメ先物取引、新潟コシ先物取引、秋田こまち 17 先物取引及び宮城ひとめ 18 先物取引（以下「対象先物取引」という。）が終了することに伴い、「商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則」等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

| Ⅱ．改正概要 | （備　考） |
| --- | --- |
| １．ＯＤＥＸにおける対象先物取引の取引の終了<br>・　対象先物取引の終了に伴う所要の改正を行う。 | ・ 商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則第７条<br>・ 堂島取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領第４５条、第４６条、第４８条、第５４条及び第６９条 |
| ２．その他<br>・　その他、所要の改正を行う。 | |

Ⅲ．施行日

２０２２年６月２３日から施行する。

Ⅳ．その他

令和４年６月限の米穀の受渡しについては、なお従前の例による。

以　上

別　紙

「商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則」等の一部改正について

目　　次

(ページ)


1　商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表　2

2　堂島取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領の一部改正新旧対照表　4

商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| （大豆に係る検品手数料）<br>第５条　堂島取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領第８条第１項の規定により当社が故障の申立てに係る検査を行った場合には、同取扱要領第９条各号に規定する渡方堂島農産物先物等清算参加者又は受方堂島農産物先物等清算参加者は、１受渡単位につき３，０００円の検品手数料を当社に納入しなければならない。 | （大豆に係る検品手数料）<br>第５条　株式会社堂島取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領第８条第１項の規定により当社が故障の申立てに係る検査を行った場合には、同取扱要領第９条各号に規定する渡方堂島農産物先物等清算参加者又は受方堂島農産物先物等清算参加者は、１受渡単位につき３，０００円の検品手数料を当社に納入しなければならない。 |
| （小豆に係る検品手数料及び検量手数料）<br>第６条　堂島取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領第１７条第１項の規定により当社が小豆に係る希望前検査を行った場合又は同取扱要領第１９条第１項の規定により当社が故障の申立てに係る検査を行った場合には、同取扱要領第２１条第２項各号に規定する渡方堂島農産物先物等清算参加者又は受方堂島農産物先物等清算参加者は、次の各号に定める検品手数料又は検量手数料を当社に納入しなければならない。<br>（１）・（２）　（略） | （小豆に係る検品手数料及び検量手数料）<br>第６条　株式会社堂島取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領第１７条第１項の規定により当社が小豆に係る希望前検査を行った場合又は同取扱要領第１９条第１項の規定により当社が故障の申立てに係る検査を行った場合には、同取扱要領第２１条第２項各号に規定する渡方堂島農産物先物等清算参加者又は受方堂島農産物先物等清算参加者は、次の各号に定める検品手数料又は検量手数料を当社に納入しなければならない。<br>（１）・（２）　（略） |
| （米穀に係る検品手数料）<br>第７条　堂島取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領第４８条の規定により当社が故障の申立てに係る検査を行った場合には、同取扱要領第５０条第２項各号の規定に従い渡方堂島農産物先物等清算参加者又は受方堂島農産物先物等清算参加者は、品質の検査にあっては１受渡単位につき１万３千円、量目、包装、その他の検査にあっては１受渡単位につき７ | （米穀に係る前検査手数料及び検品手数料）<br>第７条　株式会社堂島取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領第４６条の規定により当社が米穀に係る希望前検査を行った場合又は同取扱要領第４８条の規定により当社が故障の申立てに係る検査を行った場合には、希望前検査にあっては当該検査を申請した堂島農産物先物等清算参加者が、故障の申立てにあっては同取扱要領第５０条第２項各号の規定に |

| | |
|---|---|
| 千円の検品手数料を当社に納入しなければならない。<br><br>付　　則<br>1　この改正規定は、令和４年６月２３日から施行する。<br>2　令和４年６月限の米穀の受渡しについては、なお従前の例による。 | 従い渡方堂島農産物先物等清算参加者又は受方堂島農産物先物等清算参加者が、品質の検査にあっては１受渡単位につき１万３千円、量目、包装、その他の検査にあっては１受渡単位につき７千円の前検査手数料又は検品手数料を当社に納入しなければならない。 |

堂島取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| （受渡書類の条件）<br>第４５条　第４３条に規定する受渡書類は、指定市場開設者が定める荷渡指図書、在庫証明書及び有害金属検査証明書とする。 | （受渡書類の条件）<br>第４５条　第４３条に規定する受渡書類は、次の各号に掲げる受渡品の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 |
| （削る） | （１）　東京コメ（指定市場開設者が定める東京コメをいう。以下同じ。）<br>指定市場開設者が定める倉荷証券 |
| （削る） | （２）　新潟コシ（指定市場開設者が定める新潟コシをいう。以下同じ。）、秋田こまち（指定市場開設者が定める秋田こまちをいう。以下同じ。）及び宮城ひとめ（指定市場開設者が定める宮城ひとめをいう。以下同じ。）<br>指定市場開設者が定める荷渡指図書及び在庫証明書 |
| （削る） | （３）　新潟コシＥＸＷ（指定市場開設者が定める新潟コシＥＸＷをいう。以下同じ。）<br>指定市場開設者が定める荷渡指図書、在庫証明書及び有害金属検査証明書 |
| 第４６条　削除 | （希望前検査）<br>第４６条　堂島農産物先物等清算参加者は、受渡品（新潟コシＥＸＷに係るものを除く。）につき、希望によりその品質、量目及び包装に関し当社の前検査を受けることができる。<br>２　前項の前検査を受けようとする堂島農産物先物等清算参加者は、当月限納会日から起算して１１営業日前から６営業日前の正午までの期間に、前検査申請書を当社に提出しなければならない。<br>３　当社は、第１項に規定する希望を受けたときは、遅滞なく故障の程度を決定し、これを受渡しの当事者に通知する。この場合において、受渡しの当事者は、その決定に対し異議の申立てをすることができない。 |

| | |
|---|---|
| （受渡品の故障の申立て）<br>第４８条　受方堂島農産物先物等清算参加者が、受渡品について品質不良、量目不足、包装不良等の故障があると認めたときは、当社に対して、故障の申立てをすることができる。 | （受渡品の故障の申立て）<br>第４８条　受方堂島農産物先物等清算参加者が、受渡品について品質不良、量目不足、包装不良等の故障があると認めたときは、当社に対して、故障の申立てをすることができる。ただし、第４６条第１項の規定により前検査を受けた受渡品については、その前検査の事由になった事項についての故障の申立てをすることができない。 |
| ２・３　（略） | ２・３　（略） |
| ４　当社は、第１項及び第２項の申立てを受けたときは、遅滞なく故障の程度を決定し、これを受渡しの当事者に通知する。この場合において、受渡しの当事者は、その決定に対し異議の申立てをすることができない。 | ４　当社は、第１項及び第２項の申立てを受けたときは、第４６条第３項の規定を準用する。 |
| ５　（略） | ５　（略） |
| （合意早受渡し）<br>第５４条　受渡しの当事者は、第４３条から第５１条まで及び前条の規定にかかわらず、指定市場開設者が定めるところにより、受渡しの当事者が受渡条件について合意し、指定市場開設者が承認した場合には、当社が別に定めるところにより早受渡しを行うことができる。 | （合意早受渡し）<br>第５４条　受渡しの当事者は、第４３条から第５１条まで、前条並びに第６９条第１項及び第３項の規定にかかわらず、指定市場開設者が定めるところにより、受渡しの当事者が受渡条件について合意し、指定市場開設者が承認した場合には、当社が別に定めるところにより早受渡しを行うことができる。 |
| （受渡決済等の方法）<br>第６９条　現物先物取引（大豆及び小豆に係るものに限る。）の受渡しについては、受渡品の渡し方となる清算参加者（以下「渡方清算参加者」という。）は指定倉荷証券であって自己が処分することができるものを当社に差し出し、受渡品の受け方となる清算参加者（以下「受方清算参加者」という。）は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を当社に差し出してこれを行う。 | （受渡決済等の方法）<br>第６９条　現物先物取引（大豆、小豆及び東京コメに係るものに限る。）の受渡しについては、受渡品の渡し方となる清算参加者（以下「渡方清算参加者」という。）は指定倉荷証券であって自己が処分することができるものを当社に差し出し、受渡品の受け方となる清算参加者（以下「受方清算参加者」という。）は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を当社に差し出してこれを行う。 |
| ２　（略） | ２　（略） |

| | |
|---|---|
| （削る） | ３　現物先物取引（新潟コシ、秋田こまち及び宮城ひとめに係るものに限る。）の受渡しについては、渡方清算参加者は第４５条第２号に掲げる受渡書類を当社に差し出し、受方清算参加者は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を当社に差し出してこれを行う。 |
| ３　現物先物取引（新潟コシＥＸＷ（指定市場開設者が定める新潟コシＥＸＷをいう。）に係るものに限る。）の受渡しについては、渡方清算参加者は第４５条に規定する受渡書類を当社に差し出し、受方清算参加者は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を当社に差し出してこれを行う。 | ４　現物先物取引（新潟コシＥＸＷに係るものに限る。）の受渡しについては、渡方清算参加者は第４５条第３号に掲げる受渡書類を当社に差し出し、受方清算参加者は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を当社に差し出してこれを行う。 |
| ４　（略） | ５　（略） |
| 付　　則<br>１　この改正規定は、令和４年６月２３日から施行する。<br>２　令和４年６月限の米穀の受渡しについては、なお従前の例による。 | |